

FP	2級	生保
----	----	----

2026年 5月試験  
ファイナンシャル・プランニング技能検定

# 2級 生保顧客 資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日	点
実施日② ◆	年	月	日	点
実施日③ ◆	年	月	日	点
試験時間 ◆	90分			

★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月～5月は前年4月1日、6月～12月はその年4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん（42歳）は、妻Bさん（41歳）とともに、飲食店を営んでいる。Aさんの店は常連客が多く、経営も順調で、収入は安定している。

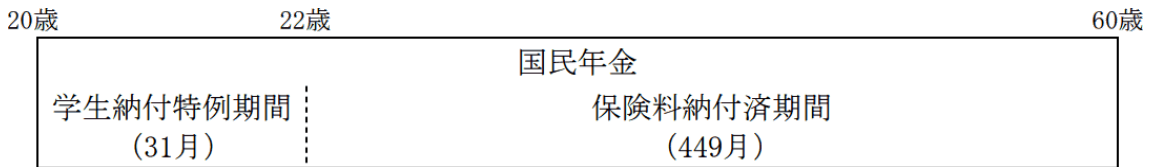
Aさんは、現在、国民年金の付加保険料を納付しているが、老後資金の準備のため、付加保険料の納付以外にも各種制度を活用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんおよび妻Bさんに関する資料〉

(1) Aさん（1983年9月12日生まれ、42歳、個人事業主）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）  
20歳から大学生であった期間（31月）は学生納付特例制度の適用を受けた（その期間の保険料は追納していない）。2024年9月から国民年金の付加保険料を納付している。
- 国民健康保険に加入している。



(2) 妻Bさん（1984年10月20日生まれ、41歳）

- 公的年金加入歴：20歳から大学生であった期間（30月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、大学卒業後の6年間（72月）は厚生年金保険に加入していた。その後は国民年金に第1号被保険者として加入し、保険料を納付している。
- 国民健康保険に加入している。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんの年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額（2025年度価額）および付加年金の額を計算した次の〈計算式〉の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Aさんおよび妻Bさんに関する資料〉および下記の〈条件〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈条件〉

- Aさんは、60歳に達するまで国民年金の保険料を納付する。
- Aさんは、60歳に達するまで国民年金の付加保険料を228月納付する。

〈計算式〉

(1) 老齢基礎年金の年金額

$$831,700\text{円} \times (\text{①}) \text{月} / \square\square\square\text{月} = (\text{②}) \text{円} \text{ (円未満四捨五入)}$$

(2) 付加年金の額

$$(\text{③}) \text{円} \times 228\text{月} = \square\square\square\text{円}$$

《問2》Mさんは、Aさんに対して、老齢基礎年金の繰上げ支給および繰下げ支給について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉の中から選び、その記号を答えなさい。

「老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、Aさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。ただし、繰り上げた月数に応じて年金額は減額されます。例えば、Aさんが60歳0カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の減額率は（①）%となります。

また、老齢基礎年金の支給開始を繰り下げることできます。支給開始を繰り下げた場合は、繰り下げた月数に応じて年金額が増額されます。繰下げ支給の申出をすることができる年齢の上限は（②）歳であり、繰下げによる増額率は最高で（③）%となります」

〈語句群〉

イ. 24    ロ. 30    ハ. 42    ニ. 48    ホ. 60    ヘ. 70    ト. 72    チ. 75  
リ. 80    ヌ. 84

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、老後の収入を増やすための制度として、確定拠出年金の個人型年金および小規模企業共済制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

- I. 「個人型年金の老齢給付金は、通算加入者等期間が（ ① ）年以上ある場合、60歳から受給することができます。個人型年金を利用するメリットの1つとして、税制の優遇措置が挙げられます。加入者が拠出する掛金は、（ ② ）控除として所得控除の対象となります」
- II. 「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備することができる共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から（ ③ ）円までの範囲内で、500円単位で選択することができます。
- 共済金は、事業を廃業した場合や65歳以上かつ掛金納付月数180カ月以上の場合などに請求することができます、一括で受け取った共済金（死亡事由以外）は、税法上、（ ④ ）として所得税の課税対象となります」

〈語句群〉

- イ. 2    ロ. 5    ハ. 10    ニ. 50,000    ホ. 68,000    ヘ. 70,000  
ト. 小規模企業共済等掛金    チ. 社会保険料    リ. 生命保険料    ヌ. 雑所得  
ル. 退職所得    ヲ. 一時所得

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（31歳、厚生年金保険の被保険者）は、専業主婦である妻Bさん（31歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻は今年結婚し、現時点で子はいない。Aさんが現在加入している生命保険は、昨年加入した個人年金保険（個人年金保険料税制適格特約付加）のみである。Aさんは、結婚を機に、死亡保障や就業不能時の保障の必要性を感じていたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。

Aさんは、生命保険への加入の検討にあたり、その前提として、自分が死亡した場合や障害状態となり働けなくなった場合に公的年金制度からどのような給付が受けられるのか知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

- ・ 保険の種類 : 5年ごと配当付特約組立型総合保険（注1）
- ・ 月払保険料 : 13,900円（60歳払込満了）
- ・ 契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
- ・ 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- ・ 指定代理請求人 : 妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	200万円	終身
定期保険特約	500万円	10年
傷害特約	500万円	10年
就業不能サポート特約（注2）	月額20万円×所定の回数	10年
入院特約（180日型）（注3）	日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

（注1）複数の特約を自由に組み合わせて加入することができる保険。

（注2）病気やケガ等により入院または在宅療養が30日間継続した場合に6カ月分の給付金が支払われ、その後6カ月ごとに所定の就業不能状態が継続した場合に最大24カ月分の就業不能給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

（注3）病気やケガで1日以上入院の場合に入院給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金の遺族給付および障害給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。なお、本問において、ほかに必要な要件等はすべて満たしているものとする。

- ① 「Aさんが現時点で死亡した場合、妻Bさんは遺族基礎年金を受給することができません」
- ② 「Aさんが現時点で死亡した場合、妻Bさんは遺族厚生年金を受給することができます。遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の3分の2相当額です」
- ③ 「Aさんが病気やケガ等で障害状態となった場合に、その障害の程度が国民年金の障害等級1級と認定されたときは障害基礎年金を受給することができますが、障害等級2級と認定されたときは障害基礎年金を受給することができません」
- ④ 「Aさんが病気やケガ等で障害状態となり、その障害の程度が厚生年金保険の障害等級3級と認定され、障害厚生年金を受給する場合、その障害厚生年金の額に配偶者の加給年金額が加算されます」

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けた生命保険の保障内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

- ① 「Aさんが厚生労働大臣により定められた先進医療による療養を受けた場合、その先進医療の技術料に係る費用と同額を先進医療給付金として受け取ることができます。ただし、先進医療特約の対象は入院を伴った治療のみであり、外来での治療は対象外となります」
- ② 「Aさんが病気により入院した場合、入院給付金を受け取ることができますが、入院特約では、退院後に同一の病気を原因として再入院したときは、前回の入院と合わせて継続した1回の入院として扱われる場合がありますので、保障内容をご確認ください」
- ③ 「所定の就業不能状態となったAさんが就業不能給付金を請求することができない状態である場合、指定代理請求人である妻BさんがAさんに代わって請求することができます。ただし、妻Bさんが代理請求した場合、就業不能給付金は妻Bさんの雑所得として所得税の課税対象となります」

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けた生命保険の課税関係について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

- I. 「支払保険料のうち、終身保険特約および定期保険特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、就業不能サポート特約、入院特約および先進医療特約に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります。それぞれの控除の控除限度額は、所得税で□□□円、住民税で□□□円です。また、一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除を合計した控除限度額は、所得税で（ ① ）円、住民税で（ ② ）円となります」
- II. 「Aさんが提案を受けた生命保険にはリビング・ニーズ特約が付加されているため、Aさんの余命が6カ月以内と判断された場合、所定の範囲内で死亡保険金の一部または全部を生前に受け取ることができます。リビング・ニーズ特約によりAさんが受け取る保険金は、（ ③ ）となります」

〈語句群〉

イ. 70,000    ロ. 84,000    ハ. 90,000    ニ. 105,000    ホ. 120,000  
ヘ. 150,000    ト. 所得税の課税対象    チ. 贈与税の課税対象    リ. 非課税

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（64歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。X社は、売上金額・利益金額ともに増加傾向にあり、業績は順調に推移している。

Aさんは、今限りでX社の専務取締役である長男Bさん（40歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。X社は現在、下記の生命保険に加入している。また、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんから、長男Bさんを被保険者とする下記の生命保険の提案を受け、加入を検討している。

〈X社が現在加入している生命保険に関する資料〉

- ・ 保険の種類 : 長期平準定期保険（特約付加なし）
- ・ 契約年月日 : 2005年6月1日
- ・ 契約者(=保険料負担者) : X社
- ・ 被保険者 : Aさん
- ・ 死亡保険金受取人 : X社
- ・ 保険期間・保険料払込期間 : 45年（95歳満了）
- ・ 死亡・高度障害保険金額 : 1億円
- ・ 年払保険料 : 210万円
- ・ 現時点の解約返戻金額 : 3,200万円
- ・ 現時点の払込保険料累計額 : 4,200万円

※ 解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

〈Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

- ・ 保険の種類 : 無配当特定疾病保障定期保険（無解約返戻金型・特約付加なし）
- ・ 契約者(=保険料負担者) : X社
- ・ 被保険者 : 長男Bさん
- ・ 死亡保険金受取人 : X社
- ・ 保険期間 : 10年（自動更新タイプ）
- ・ 死亡・高度障害・特定疾病保険金額 : 5,000万円
- ・ 年払保険料 : 30万円

※ 死亡・高度障害状態の場合に加え、がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に保険金が支払われる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。



【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

個人で飲食店を営むAさん（61歳）は、妻Bさん（59歳）および母Cさん（82歳）との3人家族である。Aさんは、2025年中に個人年金保険（10年確定年金）の年金と養老保険（平準払）の満期保険金を受け取っている。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

- ・ Aさん（61歳）：個人事業主（青色申告者）
- ・ 妻Bさん（59歳）：Aさんが営む事業に専ら従事し、2025年中に青色事業専従者として給与収入120万円を得ている。
- ・ 母Cさん（82歳）：2025年中の収入は公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は60万円である。

〈Aさんの2025年分の収入等に関する資料〉

- (1) 事業所得の金額：520万円（青色申告特別控除後）
- (2) 個人年金保険（10年確定年金）の年金額：100万円（必要経費は70万円）
- (3) 養老保険（平準払）の満期保険金

契約年月	: 2005年2月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: 妻Bさん
満期保険金受取人	: Aさん
満期保険金額	: 450万円
正味払込保険料	: 360万円

※ 妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高で（ ① ）万円を控除することができます。（ ① ）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または優良な電子帳簿の保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高で（ ② ）万円となります。

青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（ ③ ）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について（ ④ ）を選択することができることなどが挙げられます」

〈語句群〉

イ. 1    ロ. 3    ハ. 7    ニ. 10    ホ. 38    ヘ. 55    ト. 65    チ. 低価法  
リ. 原価法    ヌ. 定額法

《問11》 Aさんの2025年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

- ① 「Aさんは、配偶者控除および配偶者特別控除のいずれも適用を受けることができません」
- ② 「Aさんが、契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人をAさん、被保険者を妻Bさんとする定期保険（10年更新）に加入した場合、Aさんが支払う保険料は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます」
- ③ 「Aさんは、基礎控除の適用を受けることができます。基礎控除の控除額は、合計所得金額の多寡にかかわらず、一律58万円です」

《問12》 Aさんの2025年分の所得税の算出税額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額	( ① ) 円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	□□□円
地震保険料控除	□□□円
扶養控除	( ② ) 円
基礎控除	□□□円
(b) 所得控除の額の合計額	2,000,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)	( ③ ) 円

〈資料〉 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

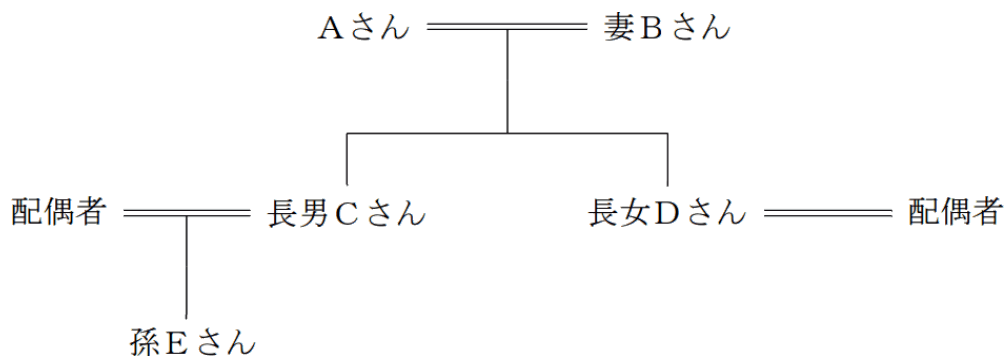
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（非上場会社・製造業。以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（72歳）は、自宅で妻Bさん（71歳）および長男Cさん（45歳）家族と同居している。長女Dさん（41歳）は、他県に所在する戸建て住宅（夫の持家）で暮らしている。

Aさんは、妻Bさんに自宅および相応の現預金を相続させ、X社の専務取締役である長男CさんにAさんが100%所有するX社株式とX社本社の敷地および建物を承継する予定であり、自筆証書遺言の作成を検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

- ① 現預金：1億5,000万円
- ② X社株式：2億円
- ③ 自宅  
敷地（400㎡）：7,000万円（注）  
建物：2,000万円
- ④ X社本社  
敷地（500㎡）：9,000万円（注）  
建物：3,000万円

（注） 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈Aさんが加入している一時払終身保険の内容〉

- ・ 契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
- ・ 死亡保険金受取人：妻Bさん
- ・ 死亡保険金額：2,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》遺言に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

- ① 「自筆証書遺言は、その遺言の全文および財産目録をパソコンで作成し、日付および氏名を自書して押印することで作成することができます」
- ② 「自筆証書遺言書保管制度によって法務局（遺言書保管所）に保管された自筆証書遺言は、遺言者の相続開始後の家庭裁判所における検認手続が不要です」
- ③ 「自筆証書遺言書保管制度に基づく遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地や本籍地を管轄する法務局（遺言書保管所）だけでなく、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局（遺言書保管所）においても行うことができます」

《問14》Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

- I. 「遺言により、自宅および現預金の大半を妻Bさん、X社関連の資産を長男Cさんに相続させた場合、長女Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が6億円である場合、長女Dさんの遺留分の額は（ ① ）万円になります」
- II. 「Aさんが長男CさんにX社株式を贈与し、『遺留分に関する民法の特例』の適用を受けると、Aさんの相続開始時において、X社株式の価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと（除外合意）や、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意時の価額に固定すること（固定合意）ができます。本特例の適用を受けるためには、長男Cさんが、推定相続人全員による合意の時点でX社の代表者であり、かつ、X社の総株主の議決権の（ ② ）を有している必要があります」
- III. 「長男CさんがX社本社の敷地と建物を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額9,000万円）について、特定同族会社事業用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額を（ ③ ）万円とすることができます。なお、自宅の敷地とX社本社の敷地について『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、（ ④ ）」

〈語句群〉

- イ. 3,240    ロ. 4,248    ハ. 5,000    ニ. 5,760    ホ. 7,500    ヘ. 15,000  
ト. 過半数    チ. 3分の2以上    リ. 4分の3以上  
ヌ. それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます  
ル. 適用対象面積は所定の算式により調整する必要があり、完全併用はできません

《問15》 Aさんの相続が現時点で開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は4億3,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額	□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	( ① ) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	4億3,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	□□□万円
長男Cさん	( ② ) 万円
長女Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額	( ③ ) 万円

〈資料〉 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	～ 1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円

## 《模範解答》

問番号	解答
<b>第1問</b>	
<a href="#">問1</a>	① 449(月) ② 777,986(円) ③ 200(円)
<a href="#">問2</a>	① イ ② チ ③ 又
<a href="#">問3</a>	① ハ ② ト ③ ヘ ④ ル
<b>第2問</b>	
<a href="#">問4</a>	① ○ ② × ③ × ④ ×
<a href="#">問5</a>	① × ② ○ ③ ×
<a href="#">問6</a>	① ホ ② イ ③ リ
<b>第3問</b>	
<a href="#">問7</a>	① 1,500(万円) ② 1,250(万円)
<a href="#">問8</a>	① ヘ ② ニ ③ チ ④ 口
<a href="#">問9</a>	① ○ ② × ③ ×
<b>第4問</b>	
<a href="#">問10</a>	① ト ② ニ ③ 口 ④ チ
<a href="#">問11</a>	① ○ ② × ③ ×
<a href="#">問12</a>	① 5,700,000(円) ② 580,000(円) ③ 312,500(円)
<b>第5問</b>	
<a href="#">問13</a>	① × ② ○ ③ ○
<a href="#">問14</a>	① ホ ② ト ③ イ ④ 又
<a href="#">問15</a>	① 4,800(万円) ② 2,600(万円) ③ 12,175(万円)